

北海道 P C B 廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件

P C B 廃棄物処理事業の事業対象地域拡大問題につきましては、昨年 1 1 月 1 4 日の要請以来、市民説明会の開催をはじめ、広報紙やインターネットを利用した情報提供を行うとともに、市民意見の把握に努めて参りました。

また市議会におきましても、昨年 1 2 月の第 4 回定例会と本年 2 月末からの第 1 回定例会において、活発なご論議をいただいたところでございます。

1 5 県の対応に対する不満や処理時・収集運搬時の安全性に対する不安などの反対意見のほか、経済効果など地域振興に対する期待や環境保全に向けた社会貢献という観点からの賛成意見など、様々なご意見をいただいております。

この度の要請につきましては、ものづくりのマチとして本市が長年培ってきた技術、人材といった工業基盤や産学官民一体となって進めている環境産業拠点形成に向けた取組が評価されたものと受け止めており、国も 1 5 県も、施設立地の目途が立たない状況の中で、2 0 世紀の負の遺産である P C B 廃棄物を早期に処理する必要があるという立場から、要請してきたものと重く受け止めております。

本市における P C B 廃棄物処理事業を産学官一体となって展開することが、我が国の廃棄物問題、特に有害化学物質による環境リスクを国際的に低減するための役割を果たすとともに、本市の環境産業の推進にもつながるものと考えております。

市といたしましては、多くの市民意見や議会論議を踏まえて、下記に掲げる条件を国が承諾することを前提に、本市における P C B 廃棄物処理事業の事業対象地域拡大要請を受入れます。

記

．安全性確保のための条件

1 ．基本的な考え方

様々なリスクを想定した多重な安全対策の実施、信頼、安心を基本とした事業とするための情報公開、国のガイドラインを踏まえ冬季間の気象条件等の地域特性を考慮した収集運搬時の安全確保など、道内分の処理受入れにあたって策定した「室蘭市の基本的な考え方」及び「受け入れ条件」の内容を遵守すること。

事業拡大に伴い、北海道事業には道や拡大対象地域の15県の関係者が関与することから、広域的な見地で必要な調整を行い、事業全般を統括するとともに、以下の事項を踏まえ、環境事業団を責任をもって監督指導すること、及び15県に対して指導すること。

事業の実施に当たっては先行する他事業の知見や経験を最大限活かすとともに、積雪寒冷地など北海道の地域特性を十分に考慮して安全性の確保を図ること。

2. 処理時の安全性

胆振管内に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施すること。

処理量が増えることを踏まえ、処理施設からの排気中の大気汚染物質について、環境負荷の低減に向けた排出目標値を設定すること。

処理技術については、廃棄物処理法の設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設において採用された実績を有する技術とすること。

処理工程からの排水は、室蘭港や隣接河川及び公共下水道へ排出しない処理システムとすること。

処理方式の選定に当たっては、安全性・確実性の確保や施設全体を一体的なシステムとして捉えた技術評価を中心とする総合評価により行うこと。

処理済物や処理残さについては、地元の産業などを活用してリサイクルに努めるなど、環境に与える負荷の極小化を図るとともに、リサイクル及び適正処理の方法を明確化し、適正に処理されたことを確認すること。

3. 収集運搬時の安全性

収集運搬にあたっては、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏洩防止対策が講じられるようにすること。運搬車両などの運行状況や処理施設への搬入状況の情報を適切に整理し、情報提供するシステムの整備を行うこと。

処理施設への接続については、建設予定地が企業の構内であり、企業関係の大型車両との共用をなるべく避け、安全性を確保するため、公道からの専用アクセスルートを確保すること。

4. 情報公開

市民が安心して信頼できる事業の実施に向け、PCB廃棄物処理事業に関する情報を一元的に集約・管理し、迅速に提供できる機能を持った（仮称）PCB 処理情報センターを、事業主体である環境事業団が設置すること。

処理施設の立地場所が工場敷地内であることから、事業団は、その設置場所について、市民がアクセスし易いよう十分に配慮すること。

・地域密着型の事業とするための条件

- 1．P C B 処理施設の建設及び運営にあたっては、地元の企業、人材、技術を最大限活用するなど、地域密着型の事業とすること。
- 2．資機材の調達や雇用については、可能な限り地元調達や地元優先の雇用とすること。
- 3．トータル処理システムの体制整備として、処理施設の建設における総合エンジニアリング企業による一貫責任体制による設計・施工とともに、当該総合エンジニアリング企業と操業運転を行う者との密接な連携により、施設建設から操業運転に関する一貫した責任体制の確保を行うこと。また、災害や事故等の緊急・非常時に対応できる地域の総合エンジニアリング技術と一体となった体制整備を行うこと。
- 4．その他

処理施設の立地場所は、室蘭市仲町の新日本製鐵(株)棒線事業部室蘭製鐵所の工場敷地内、南西臨海部（別添図）とするが、借地や専用アクセスルートの設定等については、土地所有者と十分に協議すること。

P C B 処理施設では、既存緑地の活用等による環境整備に努めること。

・環境産業集積基盤の強化等について

- 1．P C B 廃棄物処理事業の運営に係る調査研究など、地元の大学や地元企業等との共同研究・実証試験等に関する支援を行うこと。
- 2．室蘭地域環境産業拠点形成事業の推進に向けて、国として本市をフィールドとした環境研究・教育研修分野などの施策の積極的な展開を図るための具体的な方針を示すこと。
また、エコタウン事業など国費の導入促進による環境産業の推進に努めること。
- 3．環境配慮型の地域産業の展開やまちづくりについて積極的に支援すること。

